

Common Sense Press

vol.013

May 2015

本稿は2015年5月18日～19日のベトナム視察における、ベトナム政府首脳との会見抄録です。

【contents】

【会見抄録1】 **ブイ・クアン・ヴィン** 計画投資大臣

【会見抄録2】 **グエン・タイン・ホア** 労働・傷病兵・社会問題副大臣省

【会見抄録3】 **マイ・ティエン・ズン** 党中央委員・省党書記・ハナム省人民委員長

【会見抄録4】 **グエン・ミン・ロイ** 保健省科学技術訓練局副局長

【会見抄録1】

ブイ・クアン・ヴィン 計画投資大臣

日時：2015年5月18日（月）

場所：計画投資省（MPI）

（1）投資環境について

仙谷由人元官房長官 日越関係は順調に発展しているが、引き続き、両国の国民、企業にとってウィン・ウインの関係が継続することを期待している。企業進出の観点では、越には厳しい規制があると聞いているところ、日越間で十分に意見交換を行い、日系企業の進出しやすい環境を整備してほしい。

ブイ・クアン・ヴィン 計画投資大臣 日越間は、政治、文化も含めあらゆる分野で深い関係となっている。MPIでは、自治体や経営者団体との協力連携の促進、ベトナムの地方省へのジャパンデスク開設等、日本との関係強化に努めている。日越共同イニシアチブの枠組を通じて、ベトナム日本商工会等から様々

な改善の提案を受け、以前よりも投資環境は遙かに改善してきている。

今後は、納税の仕組、電力供給、土地供給、企業設立登録の手續等に関し、投資しやすい環境を整備し、アジアでも有数の投資環境国を目指す。7月1日には、改正投資法、改正企業法が施行になる。加えて、ITシステムの推進、不正防止、行政手續のスピードアップ、その他改善を進める必要がある。

（2）農業について

仙谷元官房長官 農業の推進には、新鮮で安心・安全な農作物の消費者への提供、高付加価値化が重要である。そのためにも、種蒔き・種苗から出荷・物流までの工程を一連の流れとして捉え生産していく必要がある。つまり農業は、工業、サービス業の分野にまで及ぶ。農業分野だけには収まらないので、例えば、MPI、内閣府のような官庁が関係省庁を取りまとめ推進していく必要である。また、専門的な知識のある人材の育成も要する。

ブイ・クアン・ヴィン 大臣 ベトナムの農業は、生産性は高いが、付加価値は高くない。農業に関して一連性がないからだ。農業推進には、4つの家－国家、技術家（者）、企業家、農家の活性化と連携が重要である。関係省庁の連携の重要性についても同意する。今後の日本からの投資増に期待する。

（3）土地価格について

仙谷元官房長官 土地価格が上昇し、賃料が高くなれば、投資が減少する。土地の公正価格を国が決定できると聞いているが、政府が適正価格を決め、極端な土地価格の高騰を防止されたい。

ブイ・クアン・ヴィン 大臣 土地に関する政府の管理は不十分で、仕組があっても、政府が価格決定までを行っていない。投資家が自ら地主と交渉して土地を借りるよりも、工業団地の用地を獲得したほうがリスクが低いので、工業団地の利用を勧める。 ■

【会見抄録2】

グエン・ティエン・ホア労働・傷病兵・社会問題副大臣

日時：2015年5月18日（月）

場所：労働・傷病兵・社会問題省
(MOLISA)ベトナム側同席：トゥイ国際協力局副局長、
ナム海外労働管理局副局長他

仙谷元官房長官 ベトナムの経済発展には人材育成が重要な課題である。他方、日本は特に、介護、建設・建築、農業分野での人材不足が課題である。自動車整備、企業会計のスキルのある者も不足するといわれている。

労働者送出国の仕組みのひとつとして技能実習制度があるが、これにより、ベトナムから多数の人材が送り出されれば、日本の労働者不足の解消と、越の労働者の能力向上が図られる。

現在、日本では、技能実習制度の見直しを行っている。技能実習制度の現状をみると、受入側、送出国ともに準備不足という問題がある。また、派遣前の研修費用等を技能実習生自ら負担しなければならず、他者から借りているという実態もある。制度見直しの中で、政府間の取決が必要とされているが、技能実習生が安心して就労し、技能を獲得して帰国できるよう、MOLISAと日本の厚生労働省の間で協定を締結し、仕組みを作ることが必要である。

日越EPAによる看護師候補者・介護福祉士候補者として、第1陣138人が訪日したがベトナム国内の数千人の訪日希望者数とは乖離している。訪日数が少ないのは、訪日前の日本語研修費用を外務・経済産業両省が負担していることから、予算の都合で日本語研修の受講生数が増やせないことと、日本の看護協会の反対が原因である。技能実習制度の見直しにより、来年3月からは受入職種が拡大し、介護職種での受入も可能となる。技能実習制度であれば人数制限がないが、金銭トラブル等問題発生懸念はある。

技能実習制度で介護職種での受入を円滑に進めるために、ベトナムの看護学校に日本語教育コースを導入すれば、在学中に日本語能力向上が図られる。ベトナムの専門学校からは、カリキュラム、講師、テキストが不十分であるので、日本語教育の実施は困難と聞いている。このため、JICAにより、モデル校に対してカリキュラム作成、資機材の提供、講師の派遣を行い、看護学校での日本語教育を普及してはどうかと考えている。帰国後、JICAや外務省、厚生労働省に相談したい。

グエン・ティエン・ホア労働・傷病兵・社会問題副大臣

ベトナムから日本へは、20年以上にわたり、数万人の技能実習生を送り出しているが、2013年以降は急激に送出国数が増加している。技能実習生として日本から帰国した者は、特に日本的な働き方、意識、マナーを身に付けている点で素晴らしいと感じる。帰国後は、起業等することで、日本で得た知識、ノウハウを他の労働者に普及している。技能実習制度を改正中であることは承知しているが、更なる発展を期待しており、両国政府で協力していきたい。

日越EPAによる看護師候補者・介護福祉士候補者の送出国数の増は、ベトナムとしても度々、日本側に要請している。

看護大学は多数あるので、学生の就職機会の確保が課題のひとつである。JICAから職業訓練校への支援を受けているが、国内人材向けのみならず、海外に派遣する者のための人材育成にも協力をいただきたい。 ■

【会見抄録3】

マイ・ティエン・ズン党中央委員・省党書記・ハナム省人民委員長

日時 2015年5月18日（月）

場所 ハナム省人民委員会

マイ・ティエン・ズン党中央委員・省党書記・省人民委員長 ハナム省では、企業誘致は重要政策のひとつで、特に日系企業をターゲッ

トにしている。日系企業は、規則・約束を遵守し、労働者にとって優しく、独特で競争力のある技術を有するので特に誘致したい。既に、ハナム省には40社の日系企業が進出しているが、更なる改善、誘致を進め、将来的には、日本人コミュニティを作りたい。

ハナム省は、立地、交通に恵まれており、農業、製造業の集積地があるだけでなく、教育、大病院の建設等も進んでいる。こうした条件下で、更に企業誘致を進めるために、10のコミットメントがある。①電力の供給、②労働力の提供、③短期間での投資ライセンス取得、④インフラ整備・充実、⑤社宅の建設用地の無償提供、⑥税やライセンスに関する相談対応、⑦ゴルフ場等、豊かな生活環境の提供、⑧安全・安心な環境の提供、⑨ストライキ発生の抑止、⑩24時間体制での相談ホットライン（ジャパンデスク）設置である。また、日系企業への対応では、信頼性、一貫性、具体性、正確性、安全性の5要素を心掛けている。進出先として、ハナム省を選択してほしい。

その他、人材育成が課題であるので、日越の教育機関との連携を進めたい。

仙谷元官房長官 人材育成は重要な課題のひとつである。職業能力の育成に当たっては、職業訓練校だけではなく、商業高校や工業高校といった実業高校の強化、建設、建築、自動車整備の資格制度の構築も一案である。■

【会見抄録4】

グエン・ミン・ロイ保健省科学技術訓練局副局長

日時 2015年5月19日（火）

場所 保健省（MOH）

（1）技能実習制度及びEPAによる送出について

仙谷元官房長官 日本では介護職種で10万人の人材不足があると予測されているが、日越EPAにより介護福祉士候補者として送り出さ

れているのは、毎年100人程度。他国を含めても500人程度とわずかである。ベトナムでは、看護大学卒業後、医療関係に就職できない者も多いと聞いているが、そうした者が日本において介護職種の技能実習を行ってはどうかと考える。

来年3月から、新しい技能実習制度が施行になり、介護職種での技能実習生の受入が可能になる。人数制限はないが、介護は対人サービスであるので日本語能力N3程度は必要となる。技能実習生として働くに当たっては、日本の労働関係法令、日本の生活習慣等についても、訪日前に習得しておく必要がある。

そこで、技能実習制度による介護職種の受入が可能になることを視野に入れ、対応してはどうか。具体的には、看護学校での日本語等の教育の実施である。訪日前研修のためのカリキュラム、資機材、講師が必要になるが、日本のODAを受けられるよう、MOLISAとも相談し、要請してほしい。帰国後、日本の厚生労働省に相談したい。

また、技能実習制度で発生していた諸問題の防止のため、日越の関係省庁が協議し、対応することを希望する。

グエン・ミン・ロイ保健省科学技術訓練局副局長

現在、ベトナムには2年制120校、3年制60校、4年制20校の看護学校があり、年間4万人が卒業している（ママ）。確かに全員が医療関係で就職できているわけではない。ベトナムでは、2012年以降、教育機関が自らカリキュラムを作成でき、学生も好きな外国語を選択できるようになった。日本語教育を行うことも可能であるが、日本語能力を獲得すれば、看護・介護職ではなく、別の職業に就くという問題はある。

看護学校における日本語教育のためのODA支援というアイデアはもっともだが、ODA支援には両国の合意も必要だし、モデルとなる学校や機関の選定が困難という問題がある。なお、既に大学の看護課程で日本語を教えている事例もあると聞いている。いただいたご

意見を踏まえ、大臣、MPI、MOLISAとも相談したい。

(2) インターンシップについて

日本側同席者 看護学校卒業後に日本語を習得すると、訪日時には年齢が20代後半となり遅い。このため、看護大学在学中にインターンシップで訪日することを提案する。インターンシップは、ベトナムの大学と日本の法人が提携し、法人の施設内で介護を実践することで、大学の単位を取得できるという制度である。日本で最長1年間、日本語と介護の勉強ができる。ただし、2年制の看護学校等は不可で、学位が取れる大学であることが条件となる。インターンシップで身についた経験と日本語を活かして、大学卒業後に技能実習生として訪日すれば、即戦力として働くことができる。

グエン・ミン・ロイ副局長 大学のカリキュラムに関しては、教育訓練省（MOET）が所管になる。ベトナムの大学と、日本の大学との連携による単位取得ということであれば可能だが、現行法では大学と企業との連携による単位取得は不可となっている。 ■

コモンセンスプレス vol.013

2015年5月発行

株式会社コモン・センス

105-0004 東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル
402-1

tel. 03-5521-1021

fax. 03-5521-0150